

第5次岡山県消費生活基本計画素案について

令和3年3月に策定した第4次岡山県消費生活基本計画の計画期間が令和7年度末で終了するため、第5次岡山県消費生活基本計画の策定作業を進めているところであるが、このたび素案を取りまとめた。

1 策定の趣旨

これまでの取組状況や国の動き等を踏まえ、引き続き、県民が自ら考え行動する自立した消費者となり、安全で安心な消費生活を送ることができる社会の実現に向けた各種施策を計画的かつ総合的に推進するため計画を策定する。

2 これまでの経緯

骨子公表後、県議会、岡山県消費生活懇談会、市町村、関係団体からの意見を踏まえながら、策定作業を進めてきた。

令和7年 7月	第1回消費生活懇談会（骨子）
8月	常任委員会（骨子）
8～9月	市町村、関係団体からの意見聴取
10月	第2回消費生活懇談会（素案）

3 素案

別紙のとおり

4 策定スケジュール（案）

令和7年 11月	常任委員会（素案）
11～12月	パブリック・コメントの実施
令和8年 2月	第3回消費生活懇談会（パブコメ結果、計画案）
	常任委員会（パブコメ結果、計画案）
3月	策定・公表

第5次岡山県消費生活基本計画 素案（概要）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き活き岡山』の実現」のためには、消費者が安全な商品やサービスを安心して消費できることや、自ら考え方行動する自立した消費者であることが必要です。

県では、こうした社会の実現に向けて各種施策を計画的かつ総合的に推進するため、平成18（2006）年の「岡山県消費生活基本計画」から令和3（2021）年の「第4次岡山県消費生活基本計画」まで5年ごとに計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

これまでの成果と課題等を踏まえ、各種施策をより一層、計画的かつ総合的に推進するため、「第5次岡山県消費生活基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

岡山県消費生活条例第9条に基づく基本計画とします。また、消費者教育推進法第10条第1項に基づく県計画にも位置付けます。

3 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

1 消費生活をめぐる最近の状況

消費生活をめぐる社会状況、県消費生活センターの相談状況、県民の消費生活に関する意識について記述します。

2 消費者行政の状況

国の状況、県の状況、市町村の状況について記述します。

3 「第4次岡山県消費生活基本計画」の取組状況

（1）主な成果

消費者被害の救済と防止のため、研修や巡回指導等により消費生活相談体制の強化を図るとともに、地域における見守り体制の充実を図りました。また、各種啓発セミナーの開催や学校教育等における消費者教育の推進により、ライフステージに応じた学びの機会を提供しました。

さらに、消費者の主体的な行動を促進するための広報・啓発を展開したほか、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会や安全の確保を図るため、事業者への立

ち入り調査や情報提供を行いました。

(2) 今後の課題

①消費生活相談体制の充実

複雑化・多様化する消費者問題に的確に対応するため、県消費生活センターの対応機能の一層の充実を図るとともに、市町村の消費生活相談体制の充実を支援します。

②配慮を要する消費者の被害防止

高齢者、障害のある人、若年者、外国人等に対して、それぞれの特性に配慮したきめ細かな支援や見守り体制を充実させます。

③ライフステージに応じた消費者教育の実施

すべての消費者が有する多様な脆弱性を踏まえ、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供できるよう引き続き取り組みます。

第3章 目標と取組

1 計画の体系図

(別紙のとおり)

基本目標I 「消費者被害の防止・救済」

基本目標II 「消費者教育の推進」

基本目標III 「消費者の主体的な活動への支援」

基本目標IV 「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」

基本目標V 「安全・安心な商品・サービスの確保」

2 基本目標、重点目標と施策の方向

(別紙のとおり)

3 計画期間中の重点施策

「消費生活相談体制の充実」、「配慮を要する消費者の被害防止」、「ライフステージに応じた消費者教育の実施」を重点施策とし、重点的に取り組みます。

○ 目標値

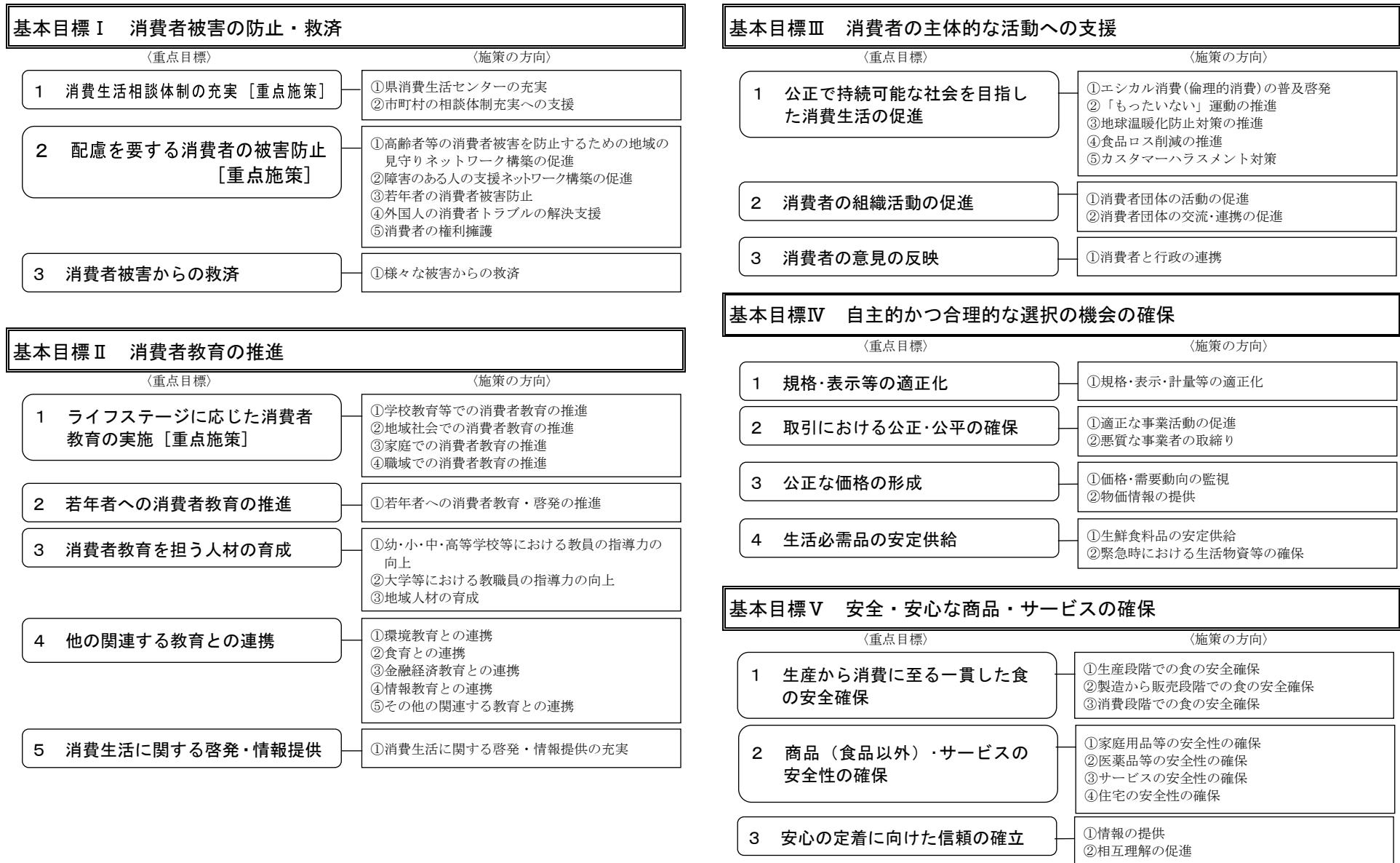
8の目標値を設定(別紙のとおり)

第4章 計画の進め方

県民や関係機関等と一層の連携を図りながら、計画推進のための施策に取り組みます。

社会情勢、国の施策動向等により、必要があれば適宜計画を見直します。

体系図



【目標値】

重点施策 1 消費生活相談体制の充実	現況値	目標値
消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率	85.9% (R7)	90.0% (R12)
消費生活相談員を配置する市町村数（派遣相談員を含む）	16 市町 (R7)	27 市町村 (R12)
県内の消費生活相談員の研修参加率	89.1% (R5)	100% (R12)
消費者ホットライン 188 の認知度（「言葉も内容も知っている」）	17.9% (R6)	30.0% (R12)

重点施策 2 配慮を要する消費者の被害防止	現況値	目標値
「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村の数	5 市 (R7)	10 市町村 (R12)
高齢者や障害のある人を対象とした出前講座等の実施回数（5年累計）	102 回 (R2～R6 累計)	160 回 (R8～R12 累計)

重点施策 3 ライフステージに応じた消費者教育の実施	現況値	目標値
消費者啓発セミナー等の受講者数（5年累計）	19,719 人 (R2～R6 累計)	30,000 人 (R8～R12 累計)
実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合	98.5% (R6)	100% (R12)